

## 調停手続き同意書

2020年 月 日

小澤英明法律事務所  
代表弁護士 小澤英明 殿

申立人（甲）

相手方（乙）

今般、コロナ問題に起因する甲乙間の紛争につき、貴事務所の「コロナ問題に関する企業間紛争調停サービス」（以下、「本サービス」という）を利用するにあたり、下記のことを認識し、また、遵守することに同意します。

### 記

1. 本サービスを利用するにあたって、小澤英明弁護士を調停人とし、本サービスにおける調停手続き（以下、「本調停手続き」という）の遂行においては、同弁護士の指示にしたがうこと。甲又は乙のいずれかが、調停人の指示に従わない場合は、本調停手続きの終了を調停人から告げられることがあり、その場合、本サービスが終了することに異議がないこと。ただし、甲又は乙はいつにても、本調停手続きの続行を希望しないことができ、その旨調停人に申し出ること、その場合も、本調停手続きは終了し、本サービスも終了すること。
2. 調停人は、調停補佐人として、貴事務所の非常勤顧問の山田俊雄都立大学教授又は鎌野邦樹早稲田大学教授の補佐を受けることができること。ただし、甲又は乙が希望しない場合は、調停開始前に限り、その旨調停人に申し出ることができること。
3. 本調停手続きにおいて、甲及び乙は虚偽の事実を主張してはならないこと。
4. 本調停手続きにおいて、調停人は当事者の一方と個別に協議することができ、協議した

内容は他の当事者には開示されないこと。

5. 本調停手続き及びその記録は非公開とすること。甲及び乙は、本調停手続きにおいて知りえた秘密事項を他に漏らしてはいけないこと。
6. 本調停手続きにおける当事者の主張や証拠の提出は当事者の権利義務に何ら影響を及ぼさないこと。
7. 本調停手続きにおいて調停人は調停案等の税務効果については助言しないこと。税務効果については各当事者が自己の責任で専門家に相談して確認すること。
8. 甲は、本調停手続きを貴事務所が受理した旨の通知を受けてからすみやかに別紙「料金等」記載の予納金を納めなければならない、予納金を納付してはじめて本調停手続きを開始すること。
9. 本調停手続きが終了した場合、甲及び乙は、別紙「料金等」記載の調停報酬を貴事務所の発行する請求書に従って、貴事務所に支払わなければならないこと。

以上

## 料金等

## (1) 調停報酬

調停報酬はタイムチャージで計算します。調停人も調停補佐人も1時間当たりの単価は4万円（消費税別途）で計算し、パラリーガルは1時間当たりの単価を1万円（消費税別途）で計算します。時間は、双方から提出される書類の検討時間、必要なりサーチ時間、調停素案や調停案の作成に要する時間、調停期日の時間、調停人と調停補佐人との協議時間等、調停のために調停人、調停補佐人、パラリーガルが使った時間のすべてを含みます。

ただし、調停報酬には以下の金額が加算されます。

- ① 調停に要した費用（郵送代、コピー代を含む。）。ただし、交通費や日当は調停の場が当事務所外の場合にのみ発生しえます。
- ② 調停人が必要に応じて外部専門家（税理士等）に意見を聞く場合に外部専門家に支払う委託料。

調停報酬は、調停が成立した日又は調停が不調に終わった日（申立人又は相手方が終了を求めた場合の終了日を含む）に発生するものとし、当事務所の請求日から1か月以内に支払っていただきます。

調停報酬の請求にあたっては、予納金と清算処理し、不足分を請求するものとし、申立人と相手方に二分して請求します。仮に予納金の方が調停報酬より大きい場合は差額を申立人に返還します。

## (2) 予納金

## (i) 不動産賃貸借の場合

2020年1月の月額賃料（消費税を含まない賃料で、以下、「基準賃料」という）が100万円以下の場合は30万円とします。ただし、基準賃料が100万円を超える場合は、超過額の10%を加算します。

例えば、基準賃料が200万円の場合は、30万円に超過額である100万円の10%である10万円を加算した40万円となります。

## (ii) 工事請負契約の場合

100万円とします。ただし、工事請負契約代金が10億円を超える場合は、超過額の0.1%を加算します。

例えば、工事請負代金が20億円の場合は、100万円に超過額である10億円の0.1%である100万円を加算した200万円となります。